

# ウメ、モモの苗などは持ち出さないで!

昨年、市内でウメなどに感染するウメ輪紋ウイルス(プラムポックスウイルス)の発生が確認されました。

農林水産省では、以下の区域を緊急防除区域に指定し、同ウイルスの防除対策を進めています。

このため、ウメやモモなどの植物を緊急防除区域の外へ持ち出すことが禁止されるほか、同ウイルスの感染樹などの廃棄処分が行われます。

## 緊急防除区域(持出し禁止区域)

羽村市内 小作台、川崎※、五ノ神※、栄町、神明台、玉川、羽※、羽加美羽中、羽西、羽東、緑ヶ丘  
 ※都道249号線(通称「産業道路」)以西の地域に限る。

このほか、あきる野市・青梅市・八王子市・奥多摩町・日の出町の一部区域または全域が指定されています。

## 持出し禁止植物

次の植物の苗、植木、盆栽、切り枝など  
 サクラ属(ウメ、モモ、スモモ、セ

イヨウスモモ、アンズ、ネクタリン、ユスラウメ、サクラなど)の植物  
 セイヨウマユミ/セイヨウイボタ/ナガバクコ

※種子、果実は持ち出すことができます。  
 ※このウイルスは植物に感染するものであり、人や動物に感染することはありません。感染している樹の果実を食べても健康に影響はありません。

※詳しくは、問い合わせください。  
**問合せ** 東京都農業振興事務所振興課  
 ☎042-548-5052/農林水産省横浜植物防疫所 ☎045-211-7155/産業活性化推進室  
 農業観光振興係

# インターネット公売

市税などの滞納により市が差し押さえた動産・不動産を、インターネットによるオークション形式で公売します。

公売に参加するためには、2月28日(月)午後11時までに、ヤフー・オークション・インターネット公売のホームページで事前の登録が必要です。

また、公売に先立ち、動産を展示する市独自の下見会を行います。  
 ※市税などの納付状況により公売を中止する場合があります。

**公売物件** 市役所掲示板、市ホームページ、ヤフー・オークション・インターネット公売のホームページで確認してください。  
**入札期間** 3月4日(金)午後1時～6日(日)午後11時

## 羽村市下見会

**日時** 2月24日(木)  
 午後2時～3時  
**会場** 市役所1階ロビー  
**問合せ** 納税課納税担当

たま川兄弟 減右衛門と量右衛門のこれやってる?  
 減右衛門はきちんと分けて出して  
 <有害ごみはきちんと分けて出して  
 いますか?の巻>

減右衛門

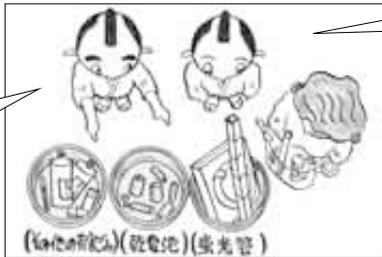


量右衛門



有害ごみですね。ちよつと僕たちも分けていたところなんです。

ねえ、蛍光管と乾電池とスプレー缶、一つの袋でまとめて出しても大丈夫かしら?



有害ごみは「蛍光管」「乾電池」「その他の有害ごみ」に分けて、任意の容器が透明または半透明の袋に入れて出すんですよ。

「その他の有害ごみ」は、スプレー缶、ライター、水銀式体温計などで、一つにまとめて出せるんです。



蛍光管などを出すときは、割れないように取換え時の紙製ケースなどに入れて...

スプレー缶は使い切ってから、穴を開けずにそのまま出すんですよ。



なるほど、わかったわーありがとう!

資源リサイクルルミニアール34・35ページにも載っています。後で見てくださいね。

# 意見をお寄せください！ 意見公募手続

## 羽村駅西口地区先導的都市環境形成計画 (案)

羽村駅西口地区先導的都市環境形成計画は、羽村市長期総合計画および羽村市環境基本計画に基づき、人と環境にやさしい都市の実現を目指し、羽村駅西口地区での再生可能エネルギー（太陽光発電など）の活用、公共交通機関の利用促進や自転車利用の推進、緑化の推進など、地区レベルにおける将来に向けた環境負荷削減対策を進めていくために策定するものです。

このたび、先導的都市環境形成計画策定委員会からの最終報告を受け、羽村駅西口地区先導的都市環境形成計画(案)をまとめました。皆さんの意見をお寄せください。

募集期間 2月15日(火)～3月16日(水)午後5時(必着)

応募対象 市内在住・在勤・在学の方および施策などに利害関係を有する方

提出方法 必要事項を記入し、郵送・ファクス・Eメールまたは直接提出先へ(様式は問いません)

※電話での受付はできません。  
※必要事項は、各閲覧場所・市ホームページで確認することができます。

閲覧場所 2月15日(火)から、羽村駅西口土地区画整理事務所・羽村駅西口個別説明事務所・市役所1階市政情報コーナー・図書館・市ホームページ

### 注意

○住所・氏名などの必要事項が記入されていない場合は、受け付けることができません。

○意見に対する個別の回答はできません。  
○受け付けた意見(個人情報を除き、整理・要約した内容)を考慮した結果は、市ホームページなどで公表します。

提出先・問合せ 羽村市区画整理事業課事業係 係205-10014 羽村市

羽東1-29-35 FAX 570-7478

✉ s403000@city.hamura.tokyo.jp

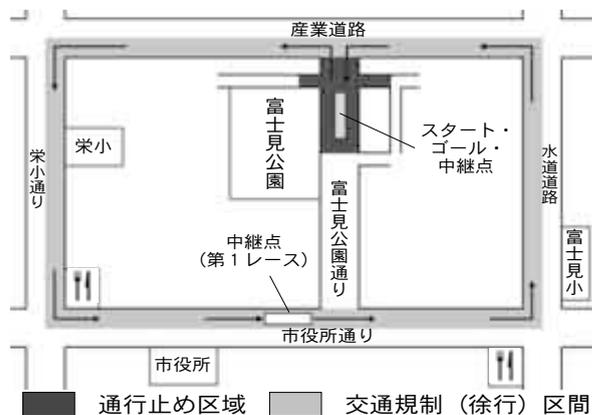
☎ 570-7474

「人と環境にやさしいまちづくり」  
基本理念  
基本目標 「低炭素型のまちづくり」  
計画の目標  
積極的な温暖化対策の取組みとして、羽村駅西口地区から排出される二酸化炭素排出量の削減目標を示し、市民・土地区画整理事業権利者・事業者・市が取り組む具体的な施策についてまとめました。

## 第29回羽村市駅伝大会に伴う交通制限

駅伝大会に伴い、交通制限を行います。近隣住民・店舗の皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。  
※コース周辺に路上駐車などをしないでください。

3月6日(日)午前8時～午後1時  
(通行止め区域 午前9時～正午)



問合せ スポーツセンター ☎ 555-0033

## 考えよう！携帯電話がもたらす電波の影響

国では、皆さんが安全で安心な生活を送るため、平成9年に「各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」を策定しました。

公共交通機関などで「車内での携帯電話の使用はマナーモードに切り替え、優先席付近では電源をお切りください」というアナウンスを耳にします。

これは、心臓機能障害のある方が、ペースメーカー(心臓に刺激を与えて心拍数を正常に調整する医療器具)を胸部に植え込んでいる場合があるからです。

ペースメーカーは、電波の影響を受けて誤作動を生じ、不整脈を起こす恐れがあるため、心臓機能障害のある方にはとても不安なことです。

マナーモードにしても携帯電話は常に電波を送受信しています。混雑時の公共交通機関などでは、ペースメーカーを使用している方に配慮し、優先席付近以外でもできるだけ携帯電話の電源を切りましょう。

問合せ 障害福祉課障害福祉係